

諸外国における障害がある子どもの 教育の状況



総括研究員 齊藤由美子

National Institute of Special Needs Education

特総研における 海外情報の収集システム

- 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所国際調査の実施に関する要項
 - － 国別調査班8班体制
 - ・ アメリカ班 イギリス班 イタリア班 ドイツ班 フランス班 オーストラリア班
アジア班(中国・韓国) 北欧班(ノルウェー・フィンランド・スウェーデン)
- 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所外国調査研究協力員実施要項
 - ・ イギリス, イタリア, 韓国, ドイツ, ノルウェー
- 韓国KNISE、及び仏国INS-HEAと協定締結
 - － 日本-韓国、日本-フランスの特別支援教育のナショナルセンター間の研究協力体制
 - － 欧州特別支援教育機構との連絡

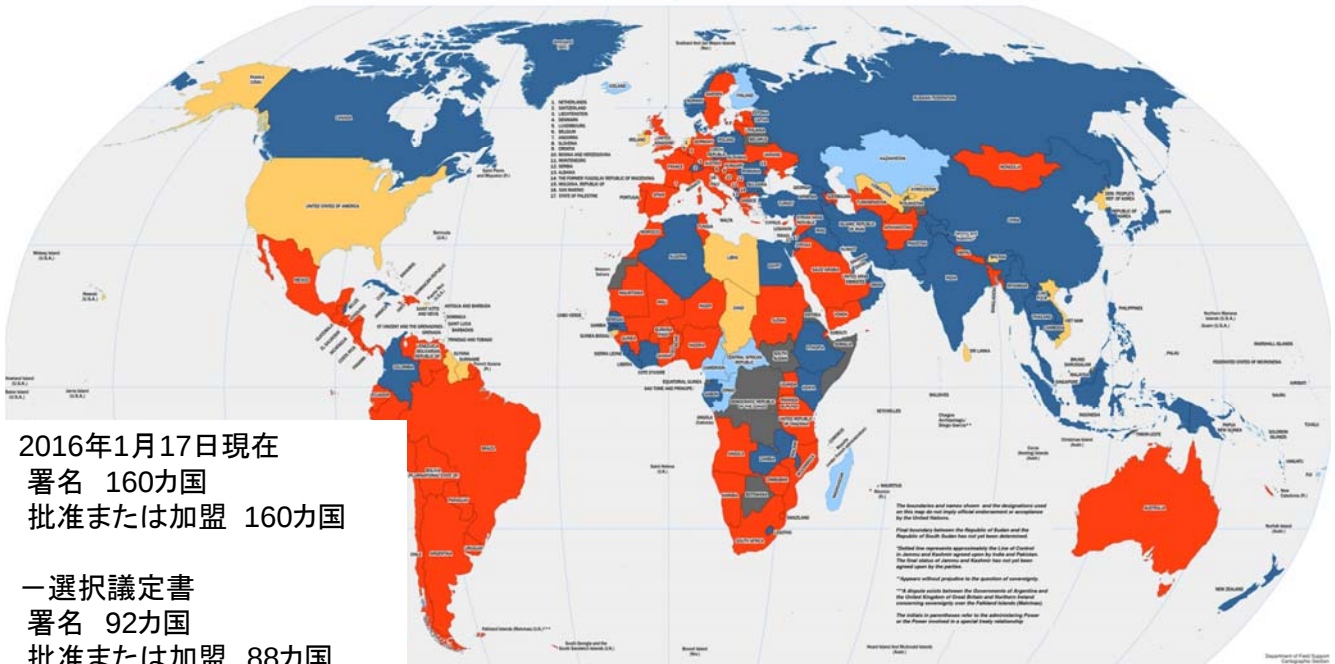
National Institute of Special Needs Education

世界各国の署名・批准状況

CRPD and Optional Protocol Signatures and Ratifications

■ Not Signed ■ Signed Convention ■ Signed Convention & Protocol ■ Ratified Convention ■ Ratified Convention & Protocol

As of 8 July 2014



2016年1月17日現在
署名 160カ国
批准または加盟 160カ国

一選択議定書
署名 92カ国
批准または加盟 88カ国

<http://www.un.org/disabilities/documents/maps/enablemap.jpg>

National Institute of Special Needs Education

ヨーロッパの傾向

3つの違いが際立つグループ



+
インクル

単一路線型

スウェーデン、ノルウェー、イタリア、スペイン、ポルトガル、ギリシャ

-
インクル

明確に区別される2つの教育システム

ベルギー、スイス、オランダ、ドイツ

混合型

多様なインクル・アプローチ

英国、オーストリア、フィンランド、デンマーク、アイルランド、ルクセンブルグ、ポーランド、フランス

特別支援教育基本情報

特別なニーズのある子どもの教育に関する基本情報

		日本	イギリス	フランス	ドイツ	イタリア	アメリカ	中国	韓国
国連障害者権利条約	上段：署名年月日	2007/9/28	2007/3/30	2007/3/30	2007/3/30	2007/3/30	2009/7/30	2007/3/30	2007/3/30
	下段：批准年月日	2014/1/20	2009/6/8	2010/2/18	2009/2/24	2009/5/15	未批准	2008/8/1	2008/12/11
同選択議定書	上段：署名年月日	未署名	2009/2/26	2007/9/23	2007/3/30	2007/3/30	未署名	未署名	未署名
	下段：批准年月日		2009/8/7	2010/2/18	2009/2/24	2009/5/15			
特別な学校	児童生徒数	67,173	81,740	79,217	377,922	1,835	190,314	177,195	25,138
	割合 (%)	0.65	0.99	0.61	4.34	0.03	0.35	0.13	0.29
特別なクラス	児童生徒数	174,881		75,905				3,374	45,181
	割合 (%)	1.70	不明	0.59	不明	無し		0.0024	0.53
通常の学級	児童生徒数	77,882	1,295,031	163,255	102,102	187,728	5,519,252	187,534	15,930
	割合 (%)	0.76	15.68	1.27	1.17	2.58	10.05	0.13	0.19
対象全体	割合 (%)	3.11	16.67	2.47	5.51	2.60	10.61	0.26	1.01
全児童生徒	人	10,300,120	8,258,845	12,886,120	8,708,531	7,278,018	54,905,240	139,731,576	8,553,772

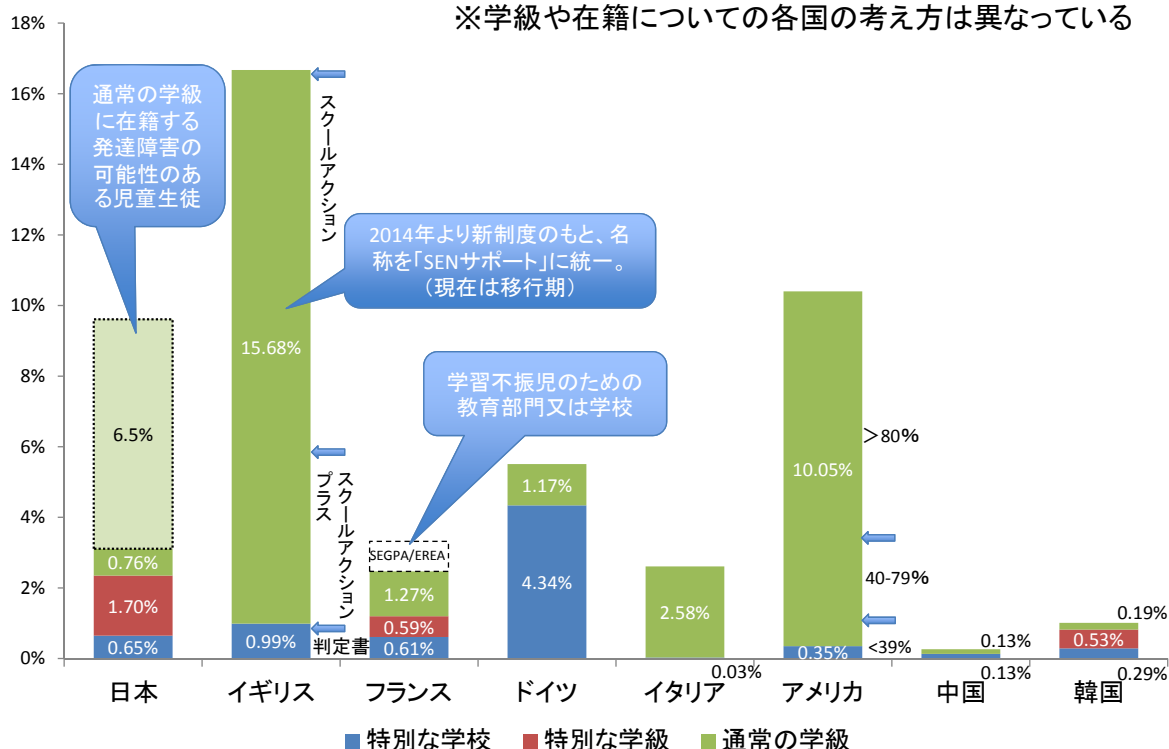
注①：国によって、データのもととなる学校段階や対象年齢が異なっているため、単純な比較はできない。
 注②：イギリスについては連合王国の中から、最も人口の多いイングランドを対象とした。以下、同様。

国立特別支援教育総合研究所ジャーナル, 第4号, 2015 より

National Institute of Special Needs Education

各国の障害のある児童生徒の教育の場

※学級や在籍についての各国の考え方は異なっている



National Institute of Special Needs Education

各国の特別支援教育の特徴

- イギリス
 - － 支援対象17～20%程度、特別な教育的ニーズの程度に基づき段階的な支援を実施。重度のニーズがある場合は、本人のニーズ、支援の内容とアウトカム等が記述される判定書が作成され、個への手厚い支援の対象となる(特別学校に通えるのは判定書のある子どものみ)。原級留置あり。
- フランス
 - － 学業不振児教育部門を加えると支援対象は4～6%程度。教育は教育省系と厚生省系(重複障害が対象。学籍登録は通常学校に一元化)が分担、手話(国語)選択の自由を保障。原級留置あり。
- ドイツ
 - － 支援対象5～6%程度。特別学校の障害種別が規定されている。特別学校に在籍している割合は、4～5%と高い。障害のある子どもが通常の学級に通う割合は年々増加している。原級留置あり。
- イタリア
 - － 支援対象は2.3～2.6%程度。フルインクルージョン政策。少人数学級。全児童生徒数に特定の比率で支援教師を配置し、支援教師は学級全体に対しても責任を持つ。障害が重度の場合は、通常学級の子どものとの関わりを大事にしながら別室で個に応じた学習を行うケースもある。法改正前から存在する視覚障害、聴覚障害の特性に配慮した学校も存在するが、健常児も受け入れる。原級留置あり。

- アメリカ
 - － 支援対象10～13%程度。障害カテゴリーの各基準に照らしてサービスの対象となった子どもには、教育の場やサービスの内容を規定する個別化された指導計画が作成される。最大限に通常学級への就学を目指し、障害のある子どもに対して、さまざまな支援を提供しても教育の成果が得られない場合に限り、特別な教育の場が認められる。原級留置あり。
- 中国
 - － 支援対象は0.2～0.3%程度。特別学校、特別クラスに加えて、特別のニーズのある子どもを通常学級で指導する「随班就読」がある。諸外国に比べて障害のある子どもの就学率が低い。2010年7月中国政府は『国家中長期教育改革及び発展計画綱要(2010～2020)』を発表し障害のある子どもの就学率の向上を目指している。原級留置あり。
- 韓国
 - 支援対象は1.0～1.2%程度、障害種別の特別学校を設置。通常学校の通常学級、特別クラス、特別学校のいずれかに就学。1994年の特殊教育振興法改正に統合教育、差別の禁止、個別化教育計画が明記された。同法律は、2007年特殊教育法に全面改正され、障害のある子どもの幼児教育、高等学校教育について教育を受ける権利を確保。原級留置はない。

3カ国の基本情報

	フランス	韓国	日本
面積 (km ²)	551,500	100,188	377,930
人口 (千人)	63,794	50,220	127,339
出生率	1.99	1.21	1.42
一人当たりのGDP(US\$)	42,503	25,977	38,634
上に占める一人当たり教育費(%)	18.4	23.5	23.4
上段:初等教育、下段:中等教育	28.0	24.9	25.3
義務教育 上段:開始年齢	6	6	6
中段:年限(年)	11	9	9
下段:修了年齢	16	14	14
教員一人当たりの児童生徒数	21	21	26
上段:就学前 下段:初等教育	18	18	17
特別支援教育の対象となる児童生徒の割合(%)	2.47	1.01	3.11